

文京区議会申し合わせ事項新旧対照表

第5 請願・陳情に関する事項 新旧対照表（案）

○請願の取扱いについて

改 正 案	現 行
一 請願書は、定例議会<u>初日の</u>2日前（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（<u>以下「休日等」という。</u>）を除く。）までに受理したものについて当該定例議会中に審議する。 <u>二 請願者としての署名簿等を添付して提出された請願書は、前項の規定にかかわらず、定例議会初日の5日前（休日等を除く。）までに受理したものについて当該定例議会中に審議する。</u>	一 請願書は、定例議会の初日前、2日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）までに受理したものについて当該定例議会中に審議する。 二 昭和51年第1回定例会（3月）から実施する。